

# 児童手当の現況届をお忘れなく！

児童手当を受けているかたは、引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## ○手続き方法

6月上旬に用紙を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。公務員のかたは、勤務先への提出となります。

## ○現況届に必要な書類

印鑑、受給者(保護者)の健康保険証の写しなど

## ○提出期限

6月28日(金)

## ～児童手当制度の概要～

家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

### ○対象

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日)までの児童を養育しているかたが、日本国内に住所を有している場合に支給されます。

また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所を有していることが必要です。

### ○支給額

3歳未満		月額 15,000円
3歳～小学生	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円
所得制限限度額以上(一律)		月額 5,000円

### ○支給月

6月(2～5月分)

10月(6～9月分)

2月(10～1月分)

### ○支給の開始

手当は、原則申請の翌月分から支給になります。出生の場合は出生日の翌日、町外から転入の場合は前住所地の転入予定日の翌日から15日以内に認定請求の手続きをすれば、誕生日や転出予定日の属する月の翌月分から手当が支給されます。また、資格があっても申請しないと受給できませんのでご注意ください。公務員のかたは勤務先に申請してください。※町外に転出する場合や児童と別居する場合なども手続きが必要です。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 金剛石婚・金婚のご夫婦をお祝いします

令和元年中に金剛石婚・金婚を迎えられるご夫婦は6月28日(金)までにお申し出ください。



### 金剛石婚(結婚60年)

昭和34年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

### 金婚(結婚50年)

昭和44年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233  
社会福祉協議会 ☎62-4615